

別表（第3条—第6条、第8条関係）

計画地区		商業施設地区	交流施設地区
ア	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	
		①店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場等（店舗等の床面積が30,000m ² を超えるものを除く。）	①店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場等（店舗等の床面積が、10,000m ² を超えるものを除く。）
		②事務所等	
		③ホテル又は旅館	
		④ボウリング場、スケート場、バッティング場等	
		⑤巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	
		⑥公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）、診療所、保育所等	
		⑦単独車庫	⑦単独車庫（300m ² 以下、2階以下）
		⑧建築物附属自動車車庫	⑧建築物附属自動車車庫（2階以下）
イ	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。	
ウ	建築物の高さの最高限度	30m	
エ	建築物の敷地面積の最低限度	20,000m ²	